

審 査 基 準

1. 業務名

「上原キャンパス跡地利用具体計画」策定業務

2. 審査方法

企画提案書等に基づき、琉球大学内に設置する「上原キャンパス跡地利用具体計画」策定業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する質疑、確認及び追加資料の提出を求めることがある。

3. 評価方法

下記（１）～（３）の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

（１）業務実施主体に関する評価項目

- ①業務実施に必要な人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ②業務を効果的に遂行するために必要な実績を有していること。
- ③配置予定担当者が、業務の実務に精通しているとともに、業務を適切に遂行するための専門性・技術力及びノウハウを有していること。
- ④その他組織としての工夫や独自の手法等

（２）業務内容に関する評価項目

- ①仕様書に示す業務内容を十分に理解した上で企画提案がなされていること。
- ②実現可能性調査の具体的方法が記載されており、提案に実現性・妥当性があること。
- ③「上原キャンパス跡地利用具体計画」の策定に関して、提案に実現性・妥当性があること。
- ④その他本計画に新たな価値をもたらす提案であるか

（３）ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価項目

- ①ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

表 1 評価基準表

評価区分	評価項目	配点	小計	評価基準
(1) 業務実施主体に関する項目	① 業務実施体制	5 点	4 0 点	下記Ⅰ. のとおり。 各評価項目について 3 段階の加点法による評価を行う。 なお、企画競争に関する公告 4. 予算額に記載した上限額を超えた場合は失格とする。また、複数提案者の得点数が同点の場合は、業務コストで順位を決定する。
	② 業務実績（特に医療・観光等、地域の産業振興調査実績を評価）	2 5 点		
	③ 配置予定者の能力	5 点		
	④ 組織としての工夫や独自の手法	5 点		
(2) 業務内容に関する項目	① 業務の理解度	1 5 点	6 0 点	
	② 実現可能性調査に関する具体的方法と提案の実現性・妥当性	1 5 点		
	③ 「上原キャンパス跡地利用具体計画」の策定に関する具体的方法と提案の実現性・妥当性	1 5 点		
	④ 本計画に新たな価値をもたらす提案であるか	1 5 点		
(3) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する項目		6 点 ※1	6 点	下記Ⅱ. のとおり。

- Ⅰ. 「(1) 業務実施主体に関する項目」及び「(2) 業務内容に関する項目」に係る評価基準
評価項目ごとに「表 2 評価ランク」のとおり、3 段階評価を行う。各評価項目の得点については、「表 1 評価基準表」で示した各評価項目の配点に 3 段階評価に応じた係数（「表 2 評価ランク」参照）を乗じて算定する。

(1) (2) の各評価項目の得点＝評価ランクの係数×配点

表 2 評価ランク

評価ランク	評価ランクの判断基準	係数
A	特に優れた提案となっている	1. 0
B	優れた提案となっている	0. 5
C	標準の提案となっている	0. 2

- Ⅱ. 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する項目」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝4点
- ・認定段階3＝5点
- ・プラチナえるぼし認定＝6点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝3点
- ・トライくるみん認定＝4点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝4点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝5点
- ・プラチナくるみん認定＝6点

③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝5点

④上記に該当する認定等を有しない＝0点

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。